登別市長 上野晃 様

登別市市民自治推進委員会 会 長 田 中 寛 志

登別市市民自治推進委員会 第6部会より登別市立図書館についての提言が取りまとめられました。

運営委員会にて重ねて協議した結果、別紙のとおり登別市市民自治推進委員会の提 言を提出いたします。

記

1.登別市立図書館についての提言

登別市民自治推進委員会会 長田中寛志様

登別市民自治推進委員会 第6部会長 川 島 芳 治

(登別市立図書館に関する提言書)

近年、国と地方の財政難による問題は深刻です。社会構造の変化による種々の制度改正、それらに伴う合併問題や夕張問題に見られる自治体崩壊や危機、地域格差、経済格差、少子高齢化、労働格差など、数多くの社会問題があります。

一方、急速なインターネット普及による高度情報化社会の到来と共に、変革の急速なスピード化に伴う問題への理解が追いつかず一般住民は正しい判断の共有が困難になってきています。ましてや、これからの住民には自己判断・自己責任が求められ、その意思決定のための「知識」「情報」を入手する必要性がますます高くなってきています。

このような中、「市民自治推進委員会」をはじめ、広範な市民理解が必要な「まちづくり」や「地域問題」を解決するためには、当事者である住民の自立や市民力を支え高めるため「知の宝庫」であり、地域の学習・情報拠点としての図書館には、より豊かで質の高いサービスを提供することが期待されています。

今般、第6部会では、第1回部会で教育委員会から提示のあった「図書館」について、2 月から6月までの計5回、部会や現地視察を通した議論を進めてまいりました。5回目の部会では、4回目までの意見を纏めるための協議をしましたが、図書館への関心には温度差があり、問題点を深めるまでには至らず、図書館現状の表面的な問題の洗い出しに留まりました。

この5月、「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」が発表され、「地方政府」としての基礎自治体の役割と責任がより明確になりました。地方の活力を高め、強い地方の創出には情報共有と住民参加の促進を通じて、多様性と創造性に溢れた住民本位の地域づくりを進めることが必要と謳っています。

「協働」を前提にしたまちづくりが市長の基本方針であることと、時代の趨勢である図書館建設案作成へのプロセスに利用者である市民参加を導入し、合意形成を図ることは欠かせないことと考えます。

図書館協議会や公募を含めた21人委員会への呼びかけなど、図書館を「建物が建ったら終わり」の「箱物」にしないための仕組みつくりが必要です。

これらの経緯をもとに、この提言書並びに「市民にとって望ましい図書館像」の添付資料と 共に提出します。

《私たちが求めるこれからの公共図書館》

(1)「図書館がまちをつくる」

図書館を取り巻く社会情勢の急激な変化に伴い、多様化・ネットワーク化へと公共図書館へのニーズや利用状況は大きく変化しつつあります。現在の図書館がその役割を果たし得るか、市民が望む本当に質の高い図書館とはどうあるべきか、図書館には新しい役割が求められています。

(2)「公共図書館の役割とは何か」

- 1「人づくりを支える図書館」
 - ①生涯学習支援 ②学校教育支援 ③子供の読書支援
 - ④利用者満足度を高める資料費の確保 ⑤住民との協働を積極的に進める
 - ⑥図書館協議会との連携強化
- 2 「情報拠点としての図書館」
 - ①情報サービス環境の整備 ②図書館ネット・協力機関ネットの強化活用
- ③サービス格差をなくし全域サービスの実現と全体的レベルアップを図る
- ④情報機器サービスの早期統合
- 3「仕事と暮らしに役立つ図書館」
 - ①社会人・地場産業の応援や起業のビジネス支援 ②法律の解釈・判例・法律情報提供 ③生活安全情報・医療・健康情報の提供 ④子育て・高齢者生活情報の提供
- 4 「地域文化を大切にする図書館」
- ①歴史と文化と人の情報の保存と受発信 ②国内外の文化交流情報の受発信
- 5 「市民サービスを創造する図書館」
 - ①行政の情報開示と情報公開の推進と広報活動の強化
 - ②市民ニーズの掌握と新たなサービスの創造と進化の追及
 - ③図書館サービスの評価基準・サービス指標と数値目標の提示と利用者による評価導入
 - ④新たなまちづくりに役立つ図書館を目指すために図書館計画の整備充実を明確に する

(3)「真に効率的・効果的な職員体制の確立」

- ①司書の確保と専門職制度の確立 ②司書職員の質の向上と研修制度の確立
- ③図書館条例・規則の早期見直し ④図書館諸業務のより良い調整
- ⑤図書館の役割と機能のより積極的なPRをする

(4)「望ましい図書館の建築像」

- 1 入りやすく親しみやすい図書館
- 2 使いやすく働きやすい図書館
- 3 子ども連れ・高齢者・障がい者も支障なく利用でき、しかも職員が働ける図書館
- 4 将来の図書館の変化と発展に対応できる図書館
- 5 安全で快適な図書館
- 6 あらゆる人が魅力を感じる美しく格調高い図書館
- 7 登別市にとっての地域文化・地域創造の拠点となると図書館

登別市立図書館条例及び規則等の見直しについて

1 登別市立図書館条例の見直しについて

第5条 (職員)において

「図書館に館長及び必要な職員を置く。」を「図書館に司書館長及び司書その他必要な職員を置く。」と改正する。

2 登別市立図書館規則の見直しについて

第2条 (開館時間)に

- (2)「木曜日は午後8時まで延長する。」を追加する。
- 3 登別市立図書館複写業務要綱の見直しについて

第5条 (費用)

「複写の提供に要する費用は、利用者の負担とし、その額は1枚につき20円とする。」を「複写の提供に要する費用は、利用者の負担とし、その額は1枚につき10円とする。」と改正する。